

委員会提出議案第 6 号

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所災害の被災者
に対する各種支援の継続と対象者の拡大を求める意見書の提
出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第 14 条第 2
項の規定により提出します。

令和元年 12 月 18 日提出

南相馬市議会議長 今 村 裕 様

提出者 東日本大震災・原子力災害
復旧復興調査特別委員長
志 賀 稔 宗

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所災害の被災者に対する各種支援の継続と対象者の拡大を求める意見書（案）

東日本大震災と原子力発電所災害の被災者に対しては、国民健康保険税・介護保険料の減免及び一部負担金等の免除や、高速道路の無料化措置といった支援が継続されておりますが、これら支援はとても心強く、復興に向けて努力する市民を勇気づけています。

一方で、原子力発電所災害に起因する風評被害は根深く、当市の基幹産業である農業を初め、商工業や観光業など、その経営は非常に厳しい状況が続いています。

また、福島第一原子力発電所の状況は決して安心できるものではなく、加えて放射能や健康面、経済面などへの不安から若者や子育て世代を初めとする市民の避難が長期化しています。

さらに当市では、福島第一原子力発電所からの直線距離により複雑に避難指示区域等が設定されましたが、市内の一部でこれらに設定されなかった地域の方々は、同じ市民でありながらも各種の支援を受けることができません。そしてそのことが市民の間に不公平感をもたらし、地域コミュニティの再生など復興に向けた取り組みの非常に大きな足かせとなっています。

つきましては、当市の置かれている状況に鑑み、下記事項の実現を強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

記

- 1 令和元年度中に期限を迎える国民健康保険税・介護保険料の減免及び医療費・介護保険の一部負担金等の免除について、その期限を延長すること。
- 2 令和元年度末で期限を迎える高速道路無料措置を継続すること。
- 3 地方税法による固定資産税の減額課税措置を継続することとあわせ、市条例による固定資産税の税負担の軽減に伴う減収分についても、震災復興特別交付税を継続して交付すること。
- 4 被災者に対する各種支援について、その適用範囲を全市一律に拡大すること。

令和元年12月18日

福島県南相馬市議会議長 今 村 裕

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様

国土交通大臣 様
総務大臣 様
復興大臣 様